

新型コロナウイルス感染症に係る生協組合員活動の指針について(ステージ4対応)

1. はじめに

コロナ陽性者拡大を受け4月25日～5月11日まで3回目の緊急事態宣言が発出されました。現在の東京都は感染状況や医療提供体制でも「ステージ4」になります。組合員活動に関しては基本、前回の2月9日に発効した第5版に準じていただきたいと思います。引き続き、感染拡大防止と組合員皆様の安全な組合員活動を行うために、ご協力をお願いいたします。なお、緊急事態宣言が延長した場合は、今回の指針を継続いたします。

○現在の感染状況

東京都ステージ	感染状況	医療提供体制	要請
ステージ4 緊急事態宣言	感染が拡大している	体制が逼迫している	・不要不急の外出自粛 ・人の流れを止める

2. 組合員活動について

- 5月11日まで以下の組合員活動は中止します。

班会 サークル活動 まちかど健康チェック 保健講座 (ただしリモート開催は可)

※人の流れを止めることが求められているため、屋外の班会も中止でお願いいたします。

- 緊急事態宣言中の支部総会は集まらないでください。書面議決でお願いいたします。緊急事態宣言後の対応については感染状況により今後判断いたします。

- 以下は感染対策を取り、マニュアルに沿って実施してください。

①情報共有のため、協議会・支部運営委員会(三役)・専門委員会(事業所利用委員会含む)は基本行うことを可としますが、形式はリモートを基本とします。

ただし、リモートの対応の難しい方は広い場所を確保してください(定員の半分以下など公共施設の基準に沿ってください。)

②5月の生協だよりは発行します。仕分けは感染対策を取りお願いいたします。

③患者との接触を避けるため、事業所の利用は不可とします。
場所の確保をお願いします。

④生活困窮者に対する支援活動は、新型コロナウイルス感染症対策本部に申請し、感染対策状況を確認し、許可された時のみ実施になります。(用紙別途配布)

3. 日常生活について

- 不要不急の外出を避け、日中も会食を避けましょう。

4. ご不安なことなどありましたらお気軽にご相談ください。

電話：03-3947-7082 または 070-1307-1494 担当者：小西

電話：03-3947-7018 または 070-4006-0365 担当者：高野